

こうち労政情報

飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画2019年
2月号

「高知県ワークライフバランス推進企業」新規認証企業のご紹介



県では、男女が共に働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証し、その取組を支援しています。平成31年1月に認証した新規認証企業をご紹介します。

【認証番号】会社名等	取組内容
【241】 次世代育成支援部門 医療法人山口会高知厚生病院 高知市葛島1丁目9-50	<ul style="list-style-type: none"> ◆半日単位で取得できる年次有給休暇制度がある。 ◆子が小学校就学の始期に達するまでの育児短時間勤務制度がある。
【242】 健康経営部門 株式会社高橋組 高岡郡越知町越知乙16番地1	<ul style="list-style-type: none"> ◆社員のコミュニケーション向上のため、花見大会、焼肉大会、忘年会を開催している。 ◆運動機会増進のため、社内でバレーボールチームを結成し、町内の大会に参加している。
【243】 健康経営部門 株式会社濱田水道工業 高知市南ノ丸町5-7	<ul style="list-style-type: none"> ◆毎週1日「ノー残業デー」を設置している。 ◆従業員の食生活の改善のため、ポスターやチラシによる社内通知を行っている。

お問合せ先

商工労働部雇用労働政策課 労政担当 電話：088-823-9763

労務改善 Q&A

<No.50>

Q. 社用車で自損事故を起こした場合の損害賠償規定の創設について

近頃、社員の不注意による社用車の自損事故が多発しています。緊張感を持って仕事をしてもらうためにも、事故で発生した損害を当事者である社員に負担してもらうことを考えているのですが、こういった規定を作っても構わないのでしょうか。

A. 会社と労働者との責任分担に留意しましょう。

労働基準法で、損害額等の如何にかかわらず、損害賠償として請求しうる一定額を予め定めておく契約は禁止されていますが、実際に労働者が会社に損害を与えた場合には、その損害賠償を請求することまでは禁止されていません。

業務遂行中に労働者が損害を発生させた場合の賠償責任については、「業務遂行上発生することが予想されている経営リスクは会社が負担することが公平であるという基本理念」から、①労働者の帰責度合 ②労働者の地位・労働条件 ③損害発生に対する使用者の寄与度等から判断されます。裁判では、労働者に重大な過失がないケースでの請求は認められず、重過失があるケースでも労働者の責任は2分の1や4分の1に軽減される例が見られます。

ご相談のような規定の創設にあたっては、これらのことを考慮する必要がありますので、弁護士等の専門家とも相談のうえ、規定する内容を慎重に検討し、社員に対してきちんと説明しなければなりません。

規定の整備だけでなく、交通安全教育もしっかり行い、事故が起きないような環境を作るなど、社員が安心して働ける職場にしましょう。

高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F
☎088-821-4645

お気軽にご相談ください！



厚生労働省委託事業

労働条件をめぐる悩みや不安・疑問は 労働条件相談ほっとラインへ

フリーダイヤル 0120-811-610

無料でご相談をお受けしています。

相談時間 月～金（祝日を含む）：午後5時～午後10時

土・日：午前9時～午後9時 [12月29日～1月3日は除く]

ジョブカフェこうち 就職出張相談会

～ 就職や仕事に関すること、お気軽に相談してください ～

就職相談

応募書類
の書き方

面接対策
アドバイス

職業
適性検査

職場体験講習
のご案内



支援メニューは
すべて無料です。

お子さまも一緒にお立ち寄りください (託児無料)

日時：平成31年2月10日(日)
10:00～17:00

in 安芸

場所：安芸市市民会館
会議室
(安芸市矢ノ丸3-12)

日時：平成31年2月24日(日)
10:00～17:00

in 野市

場所：フジグラン野市
生活館催事コーナー
(香南市野市町西野2007-1)

対象者：求職中の方、仕事で悩みを
抱えている方 (高校生以上)

お問い合わせはこちら

ジョブカフェこうち

開所日：年中無休 (年末年始除く) 10:00～19:00

住所：高知県高知市帯屋町2-1-35 片岡ビル

TEL：088-802-2025 FAX：088-823-7005

URL：<https://www.jobcafe-kochi.jp> E-mail：info@jobcafe-kochi.jp

📌 国家資格のキャリアコンサルタントが対応します

📌 雇用保険受給資格に係る求職活動として認定されます



事業主の皆様へ

「働き方改革関連法説明会」を開催します！

時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止などの措置が規定された働き方改革関連法が、平成31年4月1日から順次施行されます。

高知労働局では、改正内容の周知を図るため、左記のとおり、県下2会場で、説明会を開催することとしました。

参加費は無料で、どなたでも参加できますので、是非ご参加をお願いします。

■ 高知会場 ■

平成31年2月27日 午後2:00～
高知県立県民文化ホール オレンジホール

■ 四万十会場 ■

平成31年2月25日 午後1:30～
中村地区建設協同組合会館 三階会議室

■ 申込み・問合せ先 ■

高知労働局雇用環境・均等室 (電話 088-885-6041)

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心！

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
とのポートビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>